徳島県職員「特定職種」採用希望者インターンシップ受講生募集!

※県外大学生には旅費(上限5万円)を助成!!

<u>徳島県では、徳島県の「特定職種」の職員としての採用を希望する学生に、県の機関における</u> 職場体験をしていただくインターンシップを実施します。

※徳島県立総合大学校本部が実施するインターンシップとは異なるものです。

◆目的

・大学(大学院を含む)の学生に対し、県の「特定職種」の業務内容、社会的役割等について、 学生が理解を深め、将来の進路選択の一つとして考慮する機会の場とするため実施します。

象校◆

- ・大学(大学院を含む)に在籍中の学生
- ◆インターンシップの実施職種·実施時期·実施内容·受入所属
- ・別紙のとおり
- ◆インターンシップの時間帯
- •午前8時30分から午後5時15分まで

◆受付期間

- ・実施時期の概ね2週間前まで(詳細は受入所属にお問い合わせください)
- ・なお, 災害等により安全が確保されないと徳島県が判断した場合, インターンシップを中止することがあります。

◆応募方法

↓工学系はCEED事務室になります。

- ・インターンシップを希望する方は、受講申請書に記入の上、大学の事務局を通じて申請してください。
- ・受講申請書は徳島県ホームページから入手できます。
- ・希望多数の場合は、先着順又は書類審査等により、対象研修生を決定します。

◆旅費の助成

- 県外の大学に在籍する学生でインターンシップを受講した場合には、次のとおり旅費支給があります。
- ・旅費の種類は、研修に要する交通費又は宿泊費とし、公共交通機関又は宿泊施設を利用する場合に限ります。
- ・旅費の支給額は、交通費又は宿泊費を合わせて上限が5万円となります。
- ・旅費の支給は、予算の範囲内で行いますので、当該予算が全て執行された後は支給されません。
- その他の費用については、徳島県は報酬・賃金などいかなる経済的負担を行いません。

★大学等のインターンシップ担当者様へ(お願い)

◆由込

・学生個人から、インターンシップ受講申請書が持ち込まれましたら、実施要綱(徳島県職員「特定職種」 採用希望者インターンシップ実施要綱)をお読みいただき、異議がなければ受講申請書を受入所属あて お送りください。

◆事務手続きの流れ

- ①大学から徳島県への受講申請書の提出(要綱様式第1号)
- ②受入の調整(徳島県)
- ③徳島県から大学への受入決定通知の送付(要綱様式第2号)
- ④大学から研修生への受入決定の伝達
- ⑤研修生から徳島県への誓約書の提出(郵送又は研修当日に持参)(要綱様式第3号)

◆問い合わせ先

- ・各受入所属の研修内容等に関すること → 別紙の受入所属
- ·インターンシップの制度全般に関すること → 徳島県経営戦略部人事課人事担当(088-621-2358·2042)

職種	部局名	番号	受入先 (所属名)	所在地	主な研修内容	研修期間 及び日数	受入 可能 人数	連絡担当課 及び連絡先	特記事項
獣医師	危機 管環 部	1	徳島保健所 動物愛護管理セン ター 食肉衛生検査所	く徳島保健所 3 丁目 8 0 会議 6 会議	1 徳島保健所(8月18日) 保健所の業務について 2 動物愛護管理センター(8月19日) 動物愛護管理センターの業務について 施設見学 動物由来感染症について 3 食肉衛生検査所(8月20日) と畜検査業務について 施設見学 検査実習(微生物学・理化学・病理学検査)	R2. 8. 18~ R2. 8. 20 (3日間)	4	安全衛生課 088-621-2265	・汚れても良い服装で参 加 ・昼食持参
児童福祉	未 創生 文 部	2	中央こども女性相 談センター	徳島市昭和町 5丁目5-1	児童との学習やスポーツなどの日課を通じて児童 福祉の現場を体験する。	R2.8.24~ R2.8.26 (3日間)	1	中央こども 女性相談 センター 088-622-2205	
心理	未来 創生 文化 部		中央こども女性相 談センター		児童との学習やスポーツなどの日課を通じて児童 心理の見方を体験する。	R2. 8. 24~ R2. 8. 26 (3日間)	4	中央こども 女性相談 センター 088-622-2205	
児童自立 支援専門 員	未来 創生 文化 部	4	徳島学院	鳴門市大麻町 板東字広塚3 5番地	授業、スポーツ、作業への参加 寮舎実習(児童とのふれあい)	R2. 8. 31~ R2. 9. 4 (5日間)	1	徳島学院 088-689-1121	
文化財	未来 創生 文化 部	5	県立埋蔵文化財総 合センター(文化 資源活用課)	板野郡板野町 犬伏字平山8 6-2	県立埋蔵文化財総合センターでの遺物整理業務	R2. 8. 25~ R2. 8. 28 (4日間)	1	文化資源 活用課 088-621-3164	
学芸員	未来 創生 文化 部	6	県立近代美術館	徳島市八万町 向寺山	博物館実習に準ずる内容(保存、展示、教育普 及)	R2. 8. 24~ R2. 8. 28 (5日間)	2	県立 近代美術館 088-668-1088	
司書	未来 創生 文化 部	7	県立図書館	徳島市八万町 向寺山	館内整理作業、レファレンス業務実習、調べ学習 実習、協力貸出実習等	R2. 9. 3 (1日間)	2	県立図書館 088-668-3500	

職種	部局名	番号	受入先(所属名)	所在地	主な研修内容	研修期間 及び日数	受入 可能 人数	連絡担当課 及び連絡先	特記事項
心理	保健福祉部	8	発達障がい者総合 支援センター	小松島市中田 町新開2-2	支援業務の理解 啓発事業準備の体験 就労移行サポート事業の見学 など	R2. 8. 26~ R2. 8. 28 (3日間)	2	発達障がい者 総合支援センター 0885-34-9001	- 公共交通機関利用
保健師	保健 福祉 部	9	東部保健福祉局 <徳島保健所>	徳島市新蔵町 3丁目80	保健所保健師業務の説明 結核管理検診について 母子研修会への参加 など	R2. 8. 11~ R2. 8. 12 (2日間)	2	東部保健福祉局 〈徳島保健所〉 088-652-5151	・先着順 ・駐車場はありませんの で公共交通機関でお越し ください
農業	農林水産部	10	農林水産総合技術 支援センター経営 推進課	徳島市万代町 1-1	農林水産行政事務(担い手育成、米政策等)	5日	2	経営推進課 088-621-2398	・研修日については要事 前相談 ・農学系学部を設置して いる大学を対象 ※2名受入の場合は同時 期に限る
農業	農林 水産 部	11	農林水産総合技術 支援センター(経 営研究課・農産園 芸研究課・資源環 境研究課)	名西郡石井町 石井字石井1 660	農業の栽培技術等についての専門的な知識を習得 公設試における農業研究の取組状況について学習	5日	2	農産園芸 研究課 088-674-1940	・研修日については要事 前相談 ・農学系学部を設置して いる大学を対象 ※2名受入の場合は同時 期に限る
農業	農林 水産 部	12	農林水産総合技術 支援センター(高 度技術支援課)	名西郡石井町 石井字石井1 660	県内園芸作物の生産現場における栽培指導、生育 状況調査等農業改良普及事業の実務 農産物の6次産業化に向けた取組についての実務	5 日	2	支援課 088-674-1922	・研修日については要事 前相談 ・農学系学部を設置して いる大学を対象 ※2名受入の場合は、同 時期に限る
農業(畜 産) 獣医師	農林 水産 部	13	農林水産総合技術 支援センター(畜 産研究課)	板野郡上板町 泉谷字砂コウ 1	家畜についての専門的な知識、技術を習得 畜産研究課の家畜を教材として飼料給与、繁殖管 理等の飼養衛生管理を学習	5日	2	088-694-2023	・研修日については要事前相談 ・家畜防疫の観点から、 過去1週間以内に海外から帰国した方(入国者) はお断りしております。 ※2名受入の場合は同時期に限る

職種	部局名	番号	受入先 (所属名)	所在地	主な研修内容	研修期間 及び日数	受入 可能 人数	連絡担当課 及び連絡先	特記事項
林業	農林水産部	14	農林水産総合技術 支援センター(資 源環境研究課・高 度技術支援課)	名西郡石井町 石井字石井 1 6 6 0	林業の専門的な知識を習得 林業研究や人材育成の取組状況について学習	5 日	2	資源環境 研究課 088-674-1940	・研修日については要事 前相談 ・農学・林学系学部を設 置している大学を対象 ※2名受入の場合は同時 期に限る
水産	農林水部	15	水産振興課 漁業調整課 水産研究課	く漁徳・一く美海和3 く鳴鳴浦6年、水業島・1 水波部佐 水門門字番座調市 産 / 郡浦 産 / 市地地振襲 (究 波番 究 戸り1 で 、	水産行政事務(補助事業、漁協指導、漁船検認など) 水産研究用務(藻類養殖技術、磯根資源増殖技 術、魚病診断、資源量調査など)	5日以内	2	水産振興課・ 漁業調整課 088-621-2470 水産研究課 088-688-0555	・研修日については要事前相談 ・水産振興課、漁業調整 課、水産研究課で連携実施 (水産振興課1日、漁業 調整課1日、水産研究課 3日など) ※2名受け入れの場合は 同時期に限る
農土	農林 水産 部	16	農山漁村振興課 生産基盤課	徳島市万代町 1-1	農業農村の整備に関すること(農業土木の業務習得,中山間地域の活性化対策の検討,工事現場の見学等)	2日	2	農山漁村 振興課 088-621-2435 生産基盤課 088-621-2536	・研修日については要事前相談・農業工学系のある大学を対象※2名受入の場合は同時期に限る
林業	農林水産部	17	スマート林業課森林整備課	徳島市万代町 1 一 1	森林林業施策に関する企画・立案や林業統計の データ作成など事務処理の他、森林GIS(地図情報システム)の操作、高性能林業機械の操作、間伐現場・木材搬出現場・林道開設現場・治山事業現場・製材工場・しいたけ栽培施設・木造施設・木育活動施設の見学を行う。	5日	2	スマート 林業課 088-621-2446	・研修日については要事 前相談 ・森林整備課と連携実施 ・農林学系学科のある大 学を対象 ※2人受入の場合は同時 期に限る

職種	部局名	番号	受入先(所属名)	所在地	主な研修内容	研修期間 及び日数	受入 可能 人数	連絡担当課 及び連絡先	特記事項
総合土木	県土 整備 部	18	県土整備政策課 建設管理課	徳島市万代町 1 — 1	県土整備部の概要、組織、主要施策、予算のほか、建設工事に係る設計積算や技術基準等について内容を説明し、県土整備行政の役割や職場環境など幅広く知ってもらう。	R2. 8月~ R3. 3月 の2日間	2	建設管理課 088-621-2535	・研修日については要事前相談
総合土木	県土 整備 部	19	高規格道路課 道路整備課	徳島市万代町 1 — 1	いる事務内容、また、その進め方について、資料	R2.8月~ R3.3月 の2日間	2	道路整備課 088-621-2556	・研修日については要事前相談
総合土木	県土 整備 部	20	都市計画課	徳島市万代町 1 — 1	本県の都市計画に関する業務について、街路・鉄 道高架担当、管理・公園担当、まちづくり・事前 復興担当から説明するとともに、現在進めている 事業の現場見学等により、実際の事業実施の様子 も学んでもらう。	R3.3月後半 の3日間	1	都市計画課 088-621-2567	・研修日については要事前相談
建築	県土 整備 部	21	住宅課・営繕課	徳島市万代町 1-1		R2. 8月~ R2. 12 の3日間	2	住宅課 088-621-2592	・研修日については要事前相談
総合土木	県土 整備 部	22	砂防防災課 水・環境課	徳島市万代町 1 — 1	係事業や災害復旧事業の業務の内容説明と資料作	R2. 8月, R2. 12月, R3. 1月 の2日間	1	砂防防災課 088-621-2630	・研修日については要事 前相談
総合土木	県土 整備 部	23	運輸政策課	徳島市万代町 1-1	港湾行政に係る計画、事業実施、管理等の県が 行っている事務内容、また、その進め方につい て、資料作成や現場見学を通して習得する。	R2. 8月~ R3. 1月 の2日間	2	運輸政策課 088-621-2668	・研修日については要事前相談
総合土木	県土 整備 部	24	東部県土整備局 <徳島>	徳島市南末広 町6-36		R2.8月~ R2.9月 の5日間	1	東部県土整備局 <徳島> 整備担当 088-653-8955	・研修日については要事前相談
建築	県土 整備 部	25	東部県土整備局 <徳島>	徳島市南末広 町6-36		R2. 8月~ R3. 2月 の5日間	1	東部県土整備局 <徳島> 建築指導担当 088-653-8819	・研修日については要事前相談

職種	部局名	番号	受入先(所属名)	所在地	主な研修内容	研修期間 及び日数	受入 可能 人数	連絡担当課 及び連絡先	特記事項
総合土木	県土 整備 部	26		吉野川市川島 町宮島736 1	工事現場・土木施設等見学、現地調査	R2.7月~ R3.2月 の5日間	1	東部県土整備局 <吉野川> 0883-26-3702	・研修日については要事前相談
	企業局	27	経営企画戦略課 企業局総合管理推 進センター	く経営企画戦略 課> 徳島市万代町1 -1 く理推進 市業センシー 徳島町1 徳島町1	企業局施設の点検、巡視に同行 各施設における簡易な現場作業	R2. 9. 8~ R2. 9. 11 (4日間)	2	経営企画 戦略課 088-621-3243	

徳島県職員「特定職種」採用希望者インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県が別に定める特定職種の業務内容、社会的役割等について、 学生が理解を深め、将来の進路選択の一つとして考慮する機会の場とするため実施する インターンシップに関し、必要となる事項を定めるものとする。

(研修対象者)

第2条 インターンシップにより徳島県において研修を行う対象者は,第1条に規定する 特定職種に関連する大学の専門学部等に在籍する学生とする。

(実施時期及び時間)

第3条 インターンシップの実施期間は、原則5日以内として、徳島県が別に定める。また、1日の研修時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(研修先及び研修内容)

第4条 インターンシップの研修先及び研修内容は、徳島県が別に定める。

(研修申込み及び手続き)

- 第5条 研修の受講を希望する者が在籍する大学は、様式第1号に必要事項を記載し、研 修先所属を通じて、徳島県経営戦略部人事課(以下「人事課」という)あて申し込まな ければならない。
- 2 人事課は、申し込みのあった者から対象研修生を決定した場合は、様式第2号により 大学あて通知し、大学は対象研修生あて通知するものとする。なお、申込者が重複した 場合には、先着順又は書類審査等により選考の上、対象研修生を決定するものとする。
- 3 研修生は、様式第3号により実習に係る「誓約書」を作成し、人事課に郵送または、 研修当日、研修先に持参するものとする。

(研修に要する経費)

- 第6条 県外の大学に在籍する研修生は、研修に要する交通費又は宿泊費(以下「旅費」 という)を、研修最終日から1か月以内に、様式第4号により徳島県あて請求すること ができるものとする。
- 2 旅費は、公共交通機関又は宿泊施設を利用する場合に限るものとする。徳島県は旅費 の費用弁償を予算の範囲内で行い、支給額(上限5万円)を調整する場合がある。その 他の費用については研修生の負担とし、徳島県は、報酬・賃金などいかなる経済的負担 を行わない。

(研修中の事故等)

- 第7条 研修生は、研修中の不慮の事故に備え、原則として研修期間中の傷害保険等に加入するものとする。
- 2 研修期間中の自動車事故,その他の不慮の事故については,徳島県はその発生防止に 努めることとするが,万一事故が発生した場合は,徳島県はその責任を負わないものと する。

(研修生の遵守すべき事項)

- 第8条 研修生は、研修先への出発時及び終了時に大学もしくは担当教授に必要な指示を 仰ぐものとする。
- 2 研修生は、研修日程を遵守しなければならず、やむを得ない事情等により、研修を欠 席又は中止する場合は、直ちに研修先に連絡するとともに、様式第5号により研修先所 属長に届出するものとする。研修先所属長は、受理した事項を人事課へ報告するものと する。なお、この場合においては、県はやむを得ない理由と判断した場合を除き、費用 の負担を行わず、旅費等の費用は全て研修生の負担とする。
- 3 研修生は、研修先の指示に従い規律ある行動をとるものとする。指示に従わず規律が 乱れるときには研修を中止させることがある。なお、この場合においては、県は費用の 負担を行わず、旅費等の費用は全て研修生の負担とする。
- 4 研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

年 月 日

徳島県知事 殿

大 学 名 住 所 〒

担当者名 電話番号

印

受講申請書

次の者に徳島県職員「特定職種」採用希望者インターンシップを受講させたいので申請いたします。

(ふりがな) 研修者氏名		男・女					
住所または 連絡先	TEL 緊急連絡先TEL						
所属	大学 学部	学科 年生					
希望研修先							
希望受講日	年 月 日 ~ 年 月	日まで					
興味のあるタ	分野・将来専攻したい分野						
今回研修で当	どびたいこと・希望する研修内容						

誓約書

研修期間中は、受入先の指示に従い、規律ある行動に努め、徳島県職員「特定職種」採用希望者インターンシップ 実施要綱中にある注意事項等を遵守し、研修することを誓います。

なお、遵守できない場合、もしくは、貴所の業務に支障 をきたすおそれのある場合には、直ちに受講を中止いたし ます。

年 月 日

所属大学・学科・学年

住所

氏名